

令和 3 年 7 月 8 日

千葉地方裁判所長 殿

千葉地方裁判所民事首席書記官 遠 藤 康 浩

判決原本等の所在不明について

当庁本庁において、下記のとおり判決原本等の所在が不明となっていることが判明しました。発覚及びこれまでの捜索の経緯は下記 1、2 のとおりであり、所在不明となっている原本については、今後、同 3 のとおり対応したいと考えます。

記

1 発覚の経緯

昨年（令和 2 年）5 月、[REDACTED] から当庁平成元年(ワ)第 515 号事件の判決写しの交付申請があったところ、同判決原本（以下「515 事件原本」という。）の所在が不明であることが判明した。上記申請に対しては、上級庁に求意見のうえ、その対応を了したところであるが、この 515 事件原本の捜索を行う過程において、事件簿又は原本綴りの編綴目録に原本が不存在である旨の付箋が貼付され又は付記された判決等原本が 129 通（515 事件原本を含む。）あることが判明した。これら判決等原本は、いずれも、平成 10 年記録廃棄分から平成 19 年記録廃棄分までの原本綴り中に存在すべきものであるが、民訟記録係においてその所在を確認したところ、いずれも上記原本綴りの所定の箇所には編綴されていなかった。

なお、千葉地裁民事部においては、平成 24 年ころ、管内の社撰な帳簿諸票の是正（未記入欄の補充等）に取り組んでいたところ（別添平成 24

年12月26日付け当職事務連絡参照), 上記129通の判決等原本については, その是正の過程において原本が見当たらないことが判明し, 付箋等により注意喚起がされたものの, その後, 捜索がされないまま現在に至っていたものと推測される。

2 捜索の経緯

そこで, 民訟記録係において, 上記129通の判決等原本について, 綴られるべき原本綴りの他の箇所に誤って綴られていなか, 他の年度の同一事件番号の箇所(ないしその周辺)に誤って綴られていなか, 関連事件の原本とともに綴られていなか等, 銳意検索を行った結果,これまでに51通の判決等原本が発見された(そもそも保存すべき原本がないことが判明したものもある。)。しかし, 別紙記載の78通(515号事件原本を含む。)については発見に至らず, 現在においても所在不明のままとなっている。

なお, 平成13年記録廃棄分に所在不明の原本が非常に多いが, 通達により平成12年1月から事件記録の保存期間が短縮されたところ, 千葉地裁では, 当時, 原本の廃棄時分離を行っていたことから(現在は保存時分離に是正), 混乱の中で大量の未分離原本が事件記録とともに廃棄されてしまったとも推測できる。

3 今後の対応

2の検索において, 誤って綴られ得る箇所は検索を尽くしたと考えられ, これ以上の検索を続けても上記78通の判決等原本が発見されるることは見込まれないことから, 民事部としては, 検索を打ち切ったうえ, 今後は原本が紛失したことを前提とした対応を取るべきと考えている。

- (1) まず最高裁決定, 高裁判決の正本が所在不明となっているもの(別紙の備考欄に△と記した12通)については, 最高裁, 高裁の協力を得て, 最高裁, 高裁において保存する原本から新たに正本を作成して

いただぐことを試みる（ただし、(2)において接触を試みた当事者が正本を保管していたときは、(2)の方法により正本を作成する。）。

- (2) それ以外の事件については、当事者へ説明及び謝罪を行ったうえ、その協力を得て、当事者が所持する判決等の正本に基づいて新たに正本を作成し、これを原本綴りに編綴しておくことが原則的な対応と考えるが、事件簿から当事者名こそ確認できるものの、既に事件記録は破棄されており、その連絡先や事件を確認し得る部署、営業所等を知ることが困難な状況にある。そこで、裁判所からの連絡が可能であり、かつ先方において事件の探索を行うことが可能と考えられる [REDACTED]
[REDACTED]、住宅都市整備公団、[REDACTED]に対して接触を試み、事情の説明及び謝罪を行ったうえ、正本作成の協力を求めることとしたい（別紙の備考欄に○と記した 20 通）。

- (3) それ以外の判決等原本（別紙の備考欄に×と記したもの）については、既に判決等成立から 10 年以上を経過し、正本の再交付申請等の可能性もほとんどないと考えられることも考慮し、手当てをしないこととする。

所在不明裁判原本一覧(事件番号順)

	事件番号	原本繰り	完結年度	備考	記録鹿棗	原告	被告
1	昭和 61 (ワ) 0010,1016	判決	昭和63年	○	H12.3.17 [REDACTED]	[REDACTED]	個人2名
2	昭和 62 (ワ) 0101	判決	昭和63年	×	H12.3.17 [REDACTED]	[REDACTED]	
3	昭和 62 (ワ) 0993	判決	平成01年	×	H12.3.17 [REDACTED]	[REDACTED]	
4	昭和 62 (ワ) 1071	判決	昭和63年	×	H12.3.17 [REDACTED]	個人1名	個人1名
5	昭和 63 (ワ) 0272	判決	昭和63年	○	H12.3.17 [REDACTED]	住宅・都市整備公団	個人1名
6	昭和 63 (ワ) 0442	判決	平成02年	△ 高裁判決正本(元ネ4398)の所在不明 高裁原本から正本作成可	H10.2.5 個人1名	住宅金融公庫	個人1名
7	昭和 63 (ワ) 1136	判決	平成01年	×	H10.2.5 個人1名	[REDACTED]	
8	昭和 63 (ワ) 1136	判決	平成01年	△ 7の事件と同じ 高裁判決正本(63ネ4009)の所在不明 高裁原本から正本作成可	同上 同上		同上
9	昭和 63 (ワ) 1136	決定	平成01年	×	7の事件と同じ 上告不受理決定正本の所在不明	同上 同上	同上
10	昭和 63 (ワ) 1236	判決	平成01年	×	H13.1.22 [REDACTED]		個人1名
11	昭和 63 (ワ) 1323	判決	平成01年	×	H10.2.5 個人1名	娯楽施設 外	
12	昭和 63 (ワ) 1325	判決	平成01年	×	H10.2.5 個人1名	風俗営業 外	
13	昭和 63 (ワ) 1325	判決	平成01年	△ 12の事件と同じ 高裁判決正本(63ネ4020)の所在不明 高裁原本から正本作成可	同上 同上		同上
14	昭和 63 (ワ) 1325	判決	平成01年	×	12の事件と同じ 上告却下決定正本(事件番号不明)の所在不明	同上 同上	同上
15	昭和 63 (ワ) 1355	判決	平成02年	×	H13.1.22 個人1名	[REDACTED]	
16	昭和 63 (ワ) 1432	判決	平成04年	×	H13.1.22 個人1名	[REDACTED]	
17	昭和 63 (ワ) 1500	判決	平成02年	×	H13.1.22 [REDACTED]		個人1名
18	昭和 63 (ワ) 1571	判決	平成06年	△ 高裁判決正本(5ネ4952, 5154)の所在不明 高裁原本から正本作成可	H13.1.22 個人1名	[REDACTED]	
19	平成 01 (ワ) 0081	判決	平成03年	×	上告審(3ネオ153)の決定正本の所在不明	H13.1.22 個人1名	個人1名
20	平成 01 (ワ) 0515	判決	平成03年	×	H13.1.22 個人2名	[REDACTED]	
21	平成 01 (ワ) 0515	判決	平成03年	△ 20の事件と同じ 高裁判決正本(3ネオ1540)の所在不明 高裁原本から正本作成可	同上 同上		同上
22	平成 01 (ワ) 0523	判決	平成01年	×	H13.1.22 千葉市		個人1名
23	平成 01 (ワ) 0587	判決	平成02年	○ 言渡し日の異なる判決:1通目	H13.1.22 [REDACTED]		個人2名
24	平成 01 (ワ) 0587	判決	平成02年	○ 23の事件と同じ 言渡し日の異なる判決:2通目	同上 同上		同上
25	平成 01 (ワ) 0862	判決	平成03年	△ 高裁判決正本(事件番号不明)の所在不明 高裁原本から正本作成可	H13.1.22 個人1名		個人1名
26	平成 01 (ワ) 0999	判決	平成02年	△ 高裁判決正本(2ネ1197)の所在不明 高裁原本から正本作成可	H13.1.22 個人1名		個人1名
27	平成 01 (ワ) 1020	判決	平成02年	○	H13.1.22 [REDACTED]		個人1名
28	平成 01 (ワ) 1137	判決	平成02年	×	H13.1.22 個人1名		個人1名
29	平成 01 (ワ) 1313	判決	平成02年	×	H13.1.22 個人1名		個人1名

所在不明裁判原本一覧(事件番号順)

	事件番号	原本繰り	完結年度	備考	記録廃棄	原告	被告
30	平成 01 (ワ) 1433	判決	平成02年	○	H13.1.22	[REDACTED]	個人1名
31	平成 01 (ワ) 1433	判決	平成02年	△ 30の事件と同じ 高裁控訴却下正本(2ネ1066)の所在不明 高裁原本から正本作成可	同上	同上	同上
32	平成 02 (ワ) 0103	判決	平成03年	△ 高裁判決正本(3ネ230)の所在不明 高裁原本から正本作成可	H13.1.22	[REDACTED]	個人1名
33	平成 02 (ワ) 0263	判決	平成03年	×	H13.1.22	個人1名	個人5名
34	平成 02 (ワ) 0504	判決	平成02年	○	H13.1.22	[REDACTED]	個人1名
35	平成 02 (ワ) 0664	判決	平成02年	○	H13.1.22	[REDACTED]	個人1名
36	平成 02 (ワ) 0680	判決	平成03年	△ 高裁判決正本(事件番号不明)の所在不明 高裁原本から正本作成可	H13.1.22	個人1名	個人1名
37	平成 02 (ワ) 0680	判決	平成03年	○ 36の事件と同じ 上告却下決定正本(事件番号不明)の所在不明	同上	同上	同上
38	平成 02 (ワ) 0926	判決	平成03年	×	H13.1.22	個人10名	個人2名
39	平成 02 (ワ) 0929	判決	平成02年	×	H13.1.22	個人10名	個人1名
40	平成 02 (ワ) 0951	判決	平成03年	×	H13.1.22	個人10名	個人4名
41	平成 02 (ワ) 0951	判決	平成03年	×	H13.1.22	個人10名	個人1名
42	平成 02 (ワ) 1211	判決	平成03年	○	H13.1.22	[REDACTED]	個人5名
43	平成 02 (ワ) 1561	判決	平成06年	×	H14.1.25	個人2名	個人2名
44	平成 02 (ワ) 1561	判決	平成06年	△ 43の事件と同じ 控訴審判決正本2通のうち1通 高裁原本から正本作成可	同上	同上	同上
45	平成 03 (ワ) 0146	判決	平成03年	○	H13.1.22	[REDACTED]	個人2名
46	平成 03 (ワ) 0256	和解	平成03年	○ 更正決定もあり	H13.1.22	住宅・都市整備公団	個人1名
47	平成 03 (ワ) 0338	和解	平成03年	○	H13.1.22	住宅・都市整備公団	個人1名
48	平成 03 (ワ) 0532	判決	平成04年	○ 言渡し日の異なる判決:1通目	H13.1.22	[REDACTED]	個人1名
49	平成 03 (ワ) 0532	判決	平成04年	○ 48の事件と同じ 言渡し日の異なる判決:2通目	同上	同上	同上
50	平成 03 (ワ) 0646	判決	平成05年	×	H13.1.22	個人1名	[REDACTED] 個人1名
51	平成 03 (ワ) 0699	和解	平成04年	×	H13.1.22	個人1名	個人1名
52	平成 03 (ワ) 0833	和解	平成03年	×	H13.1.22	個人1名	個人1名
53	平成 03 (ワ) 1326	判決	平成05年	○	H13.1.22	[REDACTED]	個人2名
54	平成 03 (ワ) 1385	和解	平成03年	×	H14.1.25	個人1名	個人1名
55	平成 03 (ワ) 1670	和解	平成04年	×	H14.1.25	個人1名	[REDACTED] 個人1名
56	平成 03 (ワ) 1724	和解	平成04年	×	H14.1.25	[REDACTED]	個人2名
57	平成 04 (ワ) 1516	判決	平成09年	△ 高裁判決正本(9ネ238, 243)のみ所在不明 高裁原本から正本作成可	H15.2.4	個人2名	個人1名
58	平成 04 (ワ) 2111	判決	平成05年	×	H13.1.22	個人2名	個人1名
59	平成 04 (ワ) 2111	判決	平成05年	×	同上	同上	同上
60	平成 05 (ワ) 0637	和解	平成05年	×	H13.1.22	個人1名	[REDACTED] 個人1名
61	平成 05 (ワ) 0658	判決	平成07年	×	H13.1.22	[REDACTED]	個人1名

所在不明裁判原本一覧(事件番号順)

	事件番号	原本綴り	完結年度	備考	記録廃棄	原告	被告
62	平成 05 (ワ) 1120	和解	平成06年	x	H13.1.22		
63	平成 05 (ワ) 1557	和解	平成06年	x	H19.2.19		個人1名
64	平成 05 (ワ) 1858	和解	平成06年	○	H13.1.22		個人2名
65	平成 05 (ワ) 1994	和解	平成06年	x	H13.1.22	個人1名	個人1名
66	平成 06 (ワ) 1766	判決	平成07年	x	H13.1.22		個人1名
67	平成 06 (ワ) 1929	判決	平成07年	○	H13.1.22		個人2名
68	平成 06 (ワ) 2054	判決	平成07年	x	H13.1.22	個人1名	個人1名
69	平成 06 (ワ) 2184	和解	平成07年	○	H13.1.22	住宅・都市整備公団	個人1名
70	平成 06 (ワ) 2192	和解	平成07年	x	H13.1.22		個人1名
71	平成 06 (ワ) 2340	和解	平成07年	x	H13.1.22	個人6名	
72	平成 06 (ワ) 2444	和解	平成07年	x	H13.1.22		個人1名
73	平成 07 (ワ) 1468	判決	平成08年	○	H14.1.25	住宅・都市整備公団	個人1名
74	平成 07 (ワ) 1879	判決	平成10年	x	H16.2.3	個人1名	個人1名
75	平成 07 (ワ) 2027	和解	平成07年	x	H14.1.25		
76	平成 08 (ワ) 2357	和解	平成09年	x	H14.1.25		個人1名
77	平成 09 (手ワ) 0040	判決	平成11年	x	H17.2.18		個人1名
78	平成 09 (ワ) 2262	判決	平成10年	x	H16.2.3	個人1名	

平成24年12月26日

民事訟廷管理官 殿

管内庶務課長（松戸支部を除く。） 殿

上席主任書記官（松戸支部） 殿

千葉地方裁判所民事首席書記官 鈴木 紅

平成23年12月15日当職指示に基づく調査の結果、未記

入が判明した事件簿の終局、結果、保存の各欄の処理等について（事務連絡）

標記の処理等については、下記によってください。

記

1 基本事件の事件簿の処理について

(1) 事件記録等の確認

ア 未記入となっている上記事件簿の各欄の記入に当たっては、必ず事件記録（仮既済事件記録を含む。）及び判決等原本（終局事由の記載から保存すべき原本がない場合を除く。）の存否を確認する。

イ 判決等原本の存否の確認に当たり、当該判決等原本がつづられるべき原本つづり中に存在しない場合は、当該事件が昭和に受理されている事件であれば受理年度から3年間分（受理年度を含む。），平成に受理されている事件であれば受理年度から10年間分（同）の判決等原本つづりを捜索する。

(2) 事件簿の各未記入欄の処理

ア 未記入欄が事件記録及び判決等原本（記録廃棄日は廃棄上申書）等により判明する場合

それらに従って未記入欄の記入を行う。

なお、廃棄期限が到来している未廃棄記録については、速やかに記録廃棄手続を行い、記録廃棄欄に廃棄日を記入する。

イ アによって判明しない未記入欄の処理

(ア) 記録廃棄欄の記載がある場合

記録廃棄欄以外の未記入欄に赤斜線を引く。

(イ) 記録廃棄欄の記載がない場合

- a 完結又は終期の各欄の記載があり、その日付から計算して事件記録が廃棄されていることが推測される場合

完結欄又は終期欄いずれかの記載しかない場合は、他方の欄に計算上判明する日付を記載した上、記録廃棄欄を含む未記入欄に赤斜線を引く。

- b 完結及び終期の記載がないために、事件記録が廃棄されていることが推測できない場合

(a) 終局欄の記載があり、その日付から計算して事件終局後10年を経過している場合は、記録廃棄欄を含めて未記入欄に赤斜線を引く。

(b) 終局欄の記載がなく、事件終局日が確認できない事件について、受理後15年を経過している場合は、記録廃棄欄を含めて未記入欄に赤斜線を引く。

(ウ) 未記入欄に赤斜線処理を行った場合の付記

- a (ア), (イ)に従って赤斜線処理を行った場合は、事件簿の最終頁の末尾に「終局・結果・保存欄に赤斜線を引いた事件は、事件記録及び受理年度から〇年間分の判決等原本つづりを検索し、廃棄申書を確認したが、記載できなかった。」と記載し、記載を行った年月日及び氏名を付記して押印する。

- b (イ)b(a), (b)の処理の後、さらに各所定の期間が経過して新たに赤斜線処理を行う場合は、当該事件の備考欄に「〇〇欄は平成〇年〇月〇日赤斜線処理」と記載し、氏名を付記して押印する。

(3) 事件が仮既済となっていた場合の備考欄への記載

平成16年2月13日付け総三第36号事務総長通達「民事事件及び行政事件の仮既済処理の実施について」第2の1(2)に従い、備考欄に仮既済の旨及びその年月日を記載する。

2 雜事件簿の処理について

雑事件簿の終局欄以下の記載がない場合は、

(1) 基本事件終了により終了する雑事件であり、基本事件の終了が確認できた事件については、主任書記官が結果欄に「基本事件終了による終了認定」と朱書きし、事件簿の最終頁の末尾に、『結果欄に「基本事件終了による終了認定」と記載した事件の認定日平成〇年〇月〇日、主任書記官〇〇〇〇』と記載し、押印する。

(2) その終了が基本事件の終了に関わらない雑事件（代替執行、間接強制等の執行雑事件、執行文付与等）、及び、基本事件終了により終了する雑事件であるが基本事件の終了が確認できない事件（ただし、1(2)イにより基本事件の事件簿の終局欄に赤斜線処理を行ったもの）については、主任書記官が結果欄に赤斜線を引き、事件簿の最終頁の末尾に「結果欄に赤斜線を引いた事件は、廃棄処理されていると推定した。」と記載し、記載の年月日、官職及び氏名を付記して押印する。

なお、1(2)イの基本事件の事件簿の終局欄の赤斜線処理が同(ウ)bによりさらに各所定期間の経過後に行われた場合は、雑事件簿についても当該雑事件の備考欄に新たに記載を行う年月日を記載した上、所定の処理を行う。

3 所在不明の事件簿について

事件簿の所在が不明なものは、事件記録及び判決等原本に基づき、可能な限り事件簿を再生する。

4 報告

以上の処理を行った上、次に掲げる場合については当職あてにその旨の報告を

行う。

- (1) 事件簿の終局、結果、保存の各欄いずれの記載もないために事件の終局が確認できない場合
- (2) 結果欄の記載から保存する判決等原本があるべきであるにもかかわらず、判決等原本の所在が判明しない場合
- (3) 結果欄以外のいづれかの欄の記載はあるが、結果欄の記載がない場合で、かつ、判決等原本が存在しない場合
- (4) 事件簿の終局、保存の各欄の記載から保存の終期が到来していないことが明らかであるにもかかわらず、事件記録の所在が判明しない場合
- (5) 事件簿の所在が判明しない場合

5 判決等原本に付記がなされていない場合の特例措置

- (1) 判決等原本つづり中の原本に付記がなされず、当該事件の送達報告書を添付しているものがあるが、そのような原本については、改めて付記しない扱い（送達報告書添付のまま保存する。）とすることも差し支えない。
- (2) (1)の扱いとした事件について事件簿の完結及び終期の各欄の記載がないときは、満了日が休日、祝日であるかを確認せず、送達報告書の送達日から起算して14日経過した日を完結日として完結及び終期の各欄を記載して差し支えない。この場合、保存の完結及び終期の各欄には上記日付けを朱書きし、事件簿の最終頁の末尾に「保存の完結及び終期の各欄の日付けが朱書きで記載されているものは満了日が休日等であることを確認していない。」と記載する。
- (3) 判決等原本つづりに、編冊目録に代わる一覧表等（廃棄目録原稿等）が付けられている場合は、当該一覧表等の欄外に「完結の日 昭和〇年〇月〇日ないし昭和△年△月△日」と記載し、当該一覧表を編冊目録に代えることも差し支えない。
- (4) 以上は既に保存に付されている判決等原本についての特例措置であり、今後保存に付すものについてはすべて原本付記を行った上で事件簿の完結及び終期

の各欄を記載し、また、編冊目録を作成する。

〇〇支部・簡裁 報告日平成〇年〇月〇日

事務連絡4項				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
事件簿の終局、結果、保存の各欄いずれの記載もないために事件の終局が確認できないもの	結果欄の記載から保存する判決等原本があるべきであるにもかかわらず、判決等原本の所在が判明しないもの	結果欄以外のいずれかの欄の記載はあるが、結果欄の記載がない場合で、かつ、判決等原本が存在しないもの	事件簿の終局、保存の各欄の記載から保存の終期が到来していないことが明らかであるにもかかわらず、事件記録の所在が判明しないもの	事件簿の所在が判明しないもの
以下、事件記録は「H23(ワ)220」と事件番号のみ記載し、判決等原本は「H23(ワ)220判決」「H23(ワ)220和解」等と事件番号の後に原本の種類を記載する。				以下、「H23〇〇事件簿」等と記載する。
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				